

東広島市農業委員会令和3年9月（第10回）総会議事録

- 1 開催日時 令和3年9月29日(水) 午前10時00分から10時56分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館8階 全員協議会室
- 3 出席委員 20人

本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三見昌嗣	2	木原省五	3	清水壽昭
4	窪田恒治	5	台川洋子	8	古本啓之
10	岡本義則	11	黒川克輝	12	荒谷義憲
13	住井正美	14	古川國昭	15	原茂正
16	吉高信夫	17	長原毅	18	在間輝昭
19	仲伏英雄	20	杉本源藏	21	脇坂俊之
22	高尾昭臣	23	古川みどり		

- 4 欠席委員 3人

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
6	小倉亜紗美	7	岡土居正弘	9	大月みどり

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 21番 脇坂俊之 委員 22番 高尾昭臣 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第46号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について

議案第47号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について

- 議案第 48 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第 49 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 50 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 51 号 空き家に附属する農地の下限面積の設定について

(5) 報告

- 報告第 35 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について
報告第 36 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
報告第 37 号 農地利用状況調査による非農地判断の専決処分について

(6) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	本	越	秀	己
局長補佐	大	下	宏	治
局長補佐	定	井	芳	紀
農地保全係主査	合	原	茂	宏
農地係主査	津	山	隆	之
農地係主任	和	田	麻	依子
農地保全係主任主事	坂	見	浩	充
農地保全係一般事務員	西	田	直	子

(農業委員会事務局以外の職員)

産業部農林水産課担い手支援係主査 栞 原 大 輔

議 長	<p>それでは、これより9月総会を開会いたします。</p> <p>これからは着席の上、議事進行をいたしますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>在任委員数23人中18名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく規定数に達しており、会議は成立しております。</p> <p>次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。</p> <p>東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、21番の脇坂委員さん、22番高尾委員さんを指名いたします。</p> <p>次に、日程第2の会期の決定についてをお諮りいたします。</p> <p>会期は、令和3年9月29日一日限りとさせていただきますよろしいでしょうか。</p>
	<p style="text-align: center;">＜ 異議なし ＞</p>
議 長	<p>それでは、会期は令和3年9月29日一日限りといたします。</p> <p>これより日程第3の議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第46号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」を上程いたします。</p> <p>なお、議案第46号で農地中間管理機構により集積する農地の一部は、次の議案第47号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」に基づき、担い手に貸し付けられます。</p> <p>したがいまして、農地中間管理機構を介した農地の賃借という点で密接に関連しておりますので、議案第46号と議案第47号は合わせて説明をお願いしたいと思いますが、異議はありませんか。</p>
	<p style="text-align: center;">＜ 異議なし ＞</p>
議 長	<p>それでは、この議案は東広島市長から意見を求められているため、議案第46号と議案第47号を合わせて農林水産課から説明をお願いいたします。</p>
栗原主査	<p>それではまず、総会議案の議案第46号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」ご説明をいたします。</p> <p>それでは、座って説明をさせていただきます。</p> <p>では、議案審議をいただく前に今回の農用地利用集積計画の事務手続きにつきまして、これまでとは少し異なる方法を取るものがございますので、その点についてご説明をさせていただきます。</p> <p>これまで、配分計画方式によるもので、これは貸付け、借受け希望者、それぞれが利用集積計画の利用配分計画によって事務手続きを進めるものでございます。そして、農業委員会総会にて利用集積計画の議案審議と利用配分計画案の意見聴取をさせていただきます。その後、中間管理機構にて農業委員会総会の意見聴取結果を踏まえた利用配分計画を作成し、県の認可手続及び意見公告を経て利用権の設定を行うものでございます。</p> <p>これに対して、今回新たな事務手続としまして、利用集積計画一括方式を取るものがございます。利用集積計画一括方式は、一昨年前に法整備が行われたもので、本市においては今回初めて行うものになります。</p> <p>違いについてご説明いたしますと、配分計画方式では利用集積計画と利用配分計画が別々の書類であることに対して、利用集積計画一括方式では1枚の書類の中に利用集積計画と利用配分計画の内容が含まれており、貸付希望者、借受け希望者、農地中間管理機構の3者の押印同意によって事務手続きを進めるものでございます。</p> <p>利用集積計画につきましては、農業委員会総会にて議案審議をいただくことには変わりはありませんが、利用配分計画につきましては農地中間管理機構が農業委員会総会前に関係者への意見聴取並びに県への協議を済ませているため、農業委員会総会における意見聴取を経ることなく利用集積計画の議決及び公告によって利用権設定がされるものでございます。</p> <p>では、ここから議案として提出しております農地利用集積計画（農地中間管理機構分）についてご説明をいたします。</p> <p>それでは、資料をご覧ください。</p> <p>今回、利用集積計画につきましては、4件、10,682㎡で、全て利用権の設定に係るものでございます。備考欄が空欄となっております2件につきましては、従来の配分計画方式によるもので、利用権の転貸を受ける者の欄に記載がある2件、こちらが利用集積計画一括方式</p>

乗原主査	<p>によるものとなります。</p> <p>なお、今回の利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら、10月5日付で公告することとしております。</p> <p>続きまして、総会議案の議案第47号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」ご説明いたします。</p> <p>それでは、こちらの資料をご覧ください。</p> <p>今回、利用配分計画案につきましては、4筆、6,872㎡となります。これは、先ほどの議案第46号でご説明いたしました利用集積計画にて、農地中間管理機構が中間管理権を取得するもののうち、配分計画方式による2件分でございます。</p> <p>今回の利用配分計画案につきましては、本日の総会にていただいたご意見を農地中間管理機構に報告し、農地中間管理機構にて農用地利用配分計画を策定の上、県知事の認可を受けることとなっております。</p> <p>説明は以上でございます。よろしくお願いたします。</p>
定井局長補佐	<p>それでは、事務局から利用集積率についてご説明いたします。</p> <p>今回の農地中間管理機構関係が議案のとおりにご決定いただきますと、集積率は24.12%となります。前回9月公告時点での集積率が24.10%でございましたので、0.02ポイントの微増ということになります。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま農林水産課から説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>まず、議案第46号についてご質問、ご意見がございましたらお願をいたします。</p>
	< なし >
議長	<p>ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第46号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議長	<p>全員賛成ですので、議案第46号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第47号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を上程いたします。</p> <p>この議案は、先ほど議案第46号と合わせて説明がありましたので、これより質疑に入ります。</p> <p>なお、本案は資料1の議案第47号関係の欄にありますように、清水委員さんが関係者となっております。農業委員会に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当します。関係者分を審議することとなりますので、清水委員さんにおかれましては、審議の間、退室をお願いいたします。</p>
	< 清水委員、退室 >
議長	<p>それでは、議案第47号についてご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。</p>
	< なし >
議長	<p>ご意見がないようですので、これより採決に入ります。</p> <p>議案第47号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議長	<p>全員賛成ですので、議案第47号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ</p>

議 長	<p>回答することに決定いたします。</p> <p>それでは、清水委員さん、入室をお願いします。</p>
	<p>< 清水委員、入室 ></p>
議 長	<p>農林水産課の栗原さん、ありがとうございました。退席をお願いします。</p>
	<p>< 栗原主査、退室 ></p>
議 長	<p>次に、議案第48号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
和田主任	<p>それでは、総会議案の3ページをご覧ください。</p> <p>議案第48号について説明いたします。</p> <p>今月は8件の申請がありました。内訳は6ページに記載のとおりです。</p> <p>内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>それでは、116-1について説明します。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、117-2でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、118-3でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、119-4でございます。</p> <p>経営地近くで耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、120-5でございます。</p> <p>公用廃止による売却のため、所有権を移転するものです。申請地は、道路拡幅工事の補償で移転した受人が、宅地及び農地の整理を行った際に里道及び水路を取り込んだものであり、受人が農地として耕作を続けられてきました。長年未整理の状態だったものですが、このたび公用廃止の手続きが取られ、譲受人への売却が決定したものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、121-6でございます。</p> <p>特定遺贈のため、所有権を移転するものです。</p> <p>特定遺贈とは、遺言によって自分の財産の一部を特定した上で与えることをいいます。農地の権利移動の制限の例外として、農地法施行規則第15条第5号に、包括遺贈又は相続人に対する特定遺贈により権利が取得される場合とありますので、こうした場合は農地法第3条第1項の許可は不要とされますが、本件は相続人でない譲受人への特定遺贈のため許可が必要となります。また、遺贈のような単独行為の場合には、当事者双方の連署による申請ではなく単独申請が認められており、このたびの申請は遺言執行者が譲受人となるため単独申請となっています。譲受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、122-7と123-8について、関連しますので一括して説明します。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。現在、隣接地で農地法第5条の許可を受けた転用事業を進められておりますが、その際に境界を直線で分筆し、所有農地の一部を提供したことから、その代替として本申請地を取得しようとするものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>以上、8件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。</p>

議 長	ご質問、ご意見ございましたらご発言をお願いいたします。
	< なし >
議 長	ないようですので、これより採決に入ります。 議案第48号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第48号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」は、許可することに決定いたします。 次に、議案第49号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
大 下 局 長 補 佐	議案の7ページをお願いいたします。 議案第49号「農地法第4条の規定による許可申請」でございます。 座って説明をさせていただきます。 8ページをお願いいたします。 今月は3件の申請がございました。 まず、申請番号18-1は、八本松飯田五丁目における小学校グラウンド及び進入路への転用事案でございます。申請地は、磯松工業団地の西側でございます東広島市立川上小学校に近接する第2種農地で、申請人は東広島市長でございます。川上小学校におきましては、近年児童数が急増し、教室などが不足する状況にあるため、現在のグラウンドを使用して校舎を増築することとされました。校舎の増築に伴い、現在のグラウンドが使用できなくなるため、小学校に隣接するため池を埋立て、その北側にある申請地とともに新たなグラウンドを造成するというので、この転用許可申請をされたものでございます。 なお、普通河川等土木工事に係る許可につきましては、担当部局に申請書が提出されております。 続きまして、申請番号19-2は、●●における共同住宅への転用事案でございます。申請地は、●●の南西、●●方面に約400m進んだ第2種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。申請人は高齢により営農を継続することが困難になっており、市街化区域に隣接しておりますこの申請地において共同住宅を経営することとされ、転用許可申請をされたものでございます。 なお、都市計画法による建築許可につきましては、担当部局に申請書が提出をされております。 最後に、申請番号20-3は、●●における農地改良のための一時転用事案でございます。申請地は、●●に隣接する農用地区域内農地で、申請人は先月、農地法第3条による許可を得て、所有権移転により、この申請地を取得されました。この水はけの悪い申請地におきまして、表土から下の土を置き換えし盛土による地盤改良を行い、そして必要に応じて暗渠排水工事を行い、今後はハウス栽培及び露地栽培により畑として利用するため、この一時転用許可申請をされたものでございます。 申請地は、農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地であり、本件は農地法施行令第4条第1項第1号イに規定する仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもので、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、農用地区域内農地の不許可の例外に該当するものでございます。 以上につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。 なお、第1種農地における転用は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされております。今月分は、申請番号20-3を意見聴取し、異議がなければ許可をするものでございます。 説明は以上でございます。
議 長	ただいま事務局から説明がありました。 担当地区の委員さんより必要があれば補足説明をお願いいたします。
	< なし >
議 長	ないようですので、これより質疑に入ります。

議 長	ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。
	< なし >
議 長	ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。 議案第49号「農地法第4条の規定による許可申請について」、20-3については、許可意見を付して、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第49号「農地法第4条の規定による許可申請について」、20-3については、許可意見を付して、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定をいたします。 次に、議案第50号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
津山主査	それでは、総会議案の9ページをご覧ください。 議案第50号について説明します。 今月は25件の申請がありました。内訳につきましては、総会議案の16ページをご覧ください。 内容については、座って説明させていただきます。 154-1について説明します。 進入路への転用事案です。受人は●●に本店を置き、製造業を営む会社です。このたび、社屋の建て替えに当たり施設配置が変更となり、本申請地ほかを進入路として利用するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の南東に位置する第3種農地です。 続いて、155-2、156-3は、同一案件ですので一括して説明します。 太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の西に位置する第2種農地です。 続いて、157-4について説明します。 太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の東に位置する第2種農地です。 続いて、158-5から163-10は、同一事業者による事業であり関連しますので一括して説明します。 太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置し、合計12か所の発電所とするため、転用しようとするものです。 申請番号158-5は、●●の南西に位置し、第2種農地です。159-6は、●●の西に位置し、第2種農地です。160-7も●●の西に位置し、2か所の発電所を設置する計画で、農地区分は第2種農地です。また、161-8は●●の北西に位置し、3か所の発電所を設置する計画で、第2種農地です。162-9は、●●の南に位置し、第2種農地です。最後に、163-10は、●●の北東に位置し、3か所の発電所を設置する計画で、農地区分は第3種農地です。 なお、申請番号158-5、159-6、161-8の一部は、現地の形状や日陰部分を避ける等により、有効活用面積は小さくなっています。 続いて、164-11について説明します。 駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、福祉事業を営む法人です。このたび、申請地近くの空き家を購入されデイサービス事業を行うに当たり、職員用の駐車場として本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南に位置する第2種農地です。 続いて、165-12について説明します。 駐車場及び倉庫への転用事案です。受人は●●に本店を置き、葬祭業を営む会社です。このたび、申請地を隣接地と一体的に駐車場用地として利用する計画で、併せて資材を置いた

津山主査

めの倉庫を設置する計画です。申請地は、●●の南東に位置する第3種農地です。

なお、申請地には隣接の工事に伴う土が一部入っており、受人から始末書を徴取し、農地法の手続について指導をしています。

続いて、166-13について説明します。

一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●で家族でアパートに居住されています。このたび、実家に近い父所有の本申請地に居宅を建築するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の北東に位置する集団農地内の第1種農地です。

本件は、農地法施行規則第33条第4号住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上（又は業務上）必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当します。

なお、建築許可の申請につきましては、担当部局に提出されております。

続いて、167-14について説明します。

建て売り住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、不動産業及び建築業等を営む会社です。このたび、本申請地と併用地を併せて建て売り住宅8棟を建築、販売するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の東に位置する第2種農地です。

なお、開発許可の申請につきましては、担当部局に提出されております。

続いて、168-15について説明します。

一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●に居住されています。このたび、現在の居宅すぐそばの本申請地に居宅を新築するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の北に位置する第2種農地です。

なお、申請地の一部は既存居宅への進入路として使用されてきており、申請者からの始末書の添付とともに許可申請をされています。

続いて、169-16、170-17は、同一案件ですので一括して説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の北に位置する第2種農地です。

続いて、171-18、172-19は、同一事業者による事業であり関連しますので一括して説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に居住されています。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の南東に位置する第2種農地です。

続いて、173-20について説明します。

駐車場への転用事案です。受人は申請地近接の空き家を購入されており、現在生活の拠点を移行中です。受人は、木工製品の製造販売事業を計画されており、現在の駐車場部分に店舗兼作業場を整備する計画で、来客用駐車場が必要となるため、本申請地を駐車場として転用しようとするものです。申請地は、●●の北西に位置する集団農地内の第1種農地です。

本件は、農地法施行規則第33条第4号の規定による第1種農地の不許可の例外に該当します。

続いて、174-21、175-22は、同一案件ですので一括して説明します。

店舗への転用事案です。受人は●●に本店を置き、フランチャイズチェーンシステムによるコンビニエンスストアを営む会社です。このたび、既存店舗の敷地及び駐車場出入口部分が狭く、近隣で移転を検討された結果、信号機のある交差点で面積が確保できる本申請地を選定され、店舗として転用しようとするものです。申請地は、●●の南に位置する第2種農地です。

また、申請地の一部に建物がはみ出して建築されており、このたび解体される計画ですが、所有者から始末書を聴取し、農地法の手続について指導しています。

続いて、176-23について説明します。

駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、製造業を営む会社です。このたび、駐車場部分を利用して既存工場を増床することとなり、新たな駐車場を設けるため、申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。

続いて、177-24、178-25は、関連しますので一括して説明します。

津山主査	<p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、不動産業及び売電事業等を営む会社です。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置し、2か所の発電所とするため、転用しようとするものです。申請地は、それぞれ●●の北西に位置する第2種農地です。</p> <p>以上、説明しました25件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えます。なお、一体事業として30a以上の農地を転用する場合や第1種農地における転用は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は上程議案中、番号166-13、169-16、170-17、173-20を意見聴取いたします。</p> <p>以上、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんで必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	< なし >
議長	ないようですので、ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。
住井委員	<p>13番住井です。太陽光パネルですね。これ、そろそろ規制かけんにゃあ文句が出るんじゃないあ。静岡の熱海の方でも、あれは太陽光が原因で山がずったという説もあるし、これそろそろ見直すべき時期が来とるんじゃないあ。どう、事務局。適正な条件に適しとるといって、適正じゃなあ思うんじやが、太陽光は。どう思います。県の条例なんかはないん。どっこも、この間の新聞には各県が太陽光の条例をつくっていろいろ問題が起きとるのをみなというて新聞には書いてあったが、広島県はないん。</p>
津山主査	<p>太陽光発電設備に関する農地転用の規制、もしくは農地ではない場所で事業を行う場合の規制というのは、広島県ではそういった条例は現在はありません。ガイドラインを定めたりという個別の対応をしてるような自治体はあるとは聞いておるんですけども、現在のところは国策として再生可能エネルギーというのを今推進されている関係で、農地法のほうでも制限が厳しくなるというよりも休耕地、かなり荒廃した農地であれば1種の場所でもできるとか、そういったような少し再生可能エネルギーを増やしていこうという方向に今国のほうは動いている状況もありまして、なかなか規制をかけていくというところは今現在は難しい状況かなと感じております。</p>
住井委員	でも、163は家のへりに太陽光がつくんよ、163-10は、写真見たら。問題が起きんの。163-10、出してみいや。
津山主査	この163-10だけではないんですが、事業者さんにはガイドラインにのっとって、事業に入る前に周辺の方への事業説明をしていただくということをお願いをしているところでありまして、申請に関して家がすぐそばに迫っているようなところは、トラブルの原因にならないように説明を事前にされてるかどうかというのは確認をするようにはしております。
住井委員	へじゃあ、隣の住人で同意書か何かを添付して一緒に出しようるん、書類は。農業委員会へ出ようる。
津山主査	いや、同意書というのは求めておりません。
住井委員	じゃあ、求めるべきじゃろうと思うんじやが。
津山主査	国の通知等でも同意書……。
住井委員	国はどうでもええんじや。
津山主査	同意書につきましては、一律求めるというような対応はしないようにということで通知されておりますので、その辺は口頭で確認ということでさせていただいております。
住井委員	じゃあ、国がそういう確認はせんでもいいというて謳ってあるんの、文章で。
津山主査	同意書を添付させるというような一律の対応はしないようにということに通知でされております。ですので、トラブルにならないように事前に事業者さんにはしっかり確認をしていただくということは、うちのほうはお願いはしてるんですけども、そこを規制をかけていくということは、ちょっとできないということになっております。
住井委員	でも、現実にトラブルが起きようるんじやがね、実際には。まあ、ええわ。はい。
議長	ほかにはご質問はないですか。
	< なし >

議 長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第50号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、166-13、169-16、170-17、173-20については、許可意見を付して、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>＜ 多数挙手 ＞</p>
議 長	<p>賛成多数ですので、議案第50号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、166-13、169-16、170-17、173-20については、許可意見を付して、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第51号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
坂 見 主 任 主 事	<p>議案第51号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」説明させていただきます。</p> <p>議案の18ページ、最後のページをご覧ください。</p> <p>内訳につきましては、最後の行の記載のとおりです。</p> <p>内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>申請番号1、●●から北に位置します空き家に附属する4筆の農地について、下限面積を1aに設定するものです。現在、申請の農地は耕作されておりません。空き家とセットで売買されない限り、現在遊休化した農地を農地として耕作されることは難しいのではないかと思います。</p> <p>申請番号2、●●から北東に位置します空き家に附属する1筆の農地について、下限面積を1aに設定するものです。現在、申請の農地は耕作されておりません。空き家とセットで売買されない限り、現在遊休化した農地を農地として耕作されることは難しいのではないかと思います。</p> <p>説明は以上です。ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	<p>＜ なし ＞</p>
議 長	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がありましたら発言をお願いいたします。</p>
	<p>＜ なし ＞</p>
議 長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第51号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」に係る農地を下限面積1aに設定することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>＜ 全員挙手 ＞</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第51号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」に係る農地は下限面積1aに設定することに決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第4の報告に入ります。</p> <p>報告第35号から報告第37号について事務局の説明を求めます。</p>
大 下 局 長 補 佐	<p>資料の報告事項をお願いいたします。</p> <p>報告第35号から報告第37号までは、東広島市農業委員会事務局規程第7条の規定に基づき、事務局において専決処分をいたしました。</p> <p>そのうち、私からは報告第35号と報告第36号の概要を報告させていただきます。</p> <p>座って報告をさせていただきます。</p> <p>1ページをお願いいたします。</p> <p>報告第35号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。</p>

大 下 局 長 補 佐	<p>2ページをお願いいたします。</p> <p>市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月分は4件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>3ページをお願いいたします。</p> <p>報告第36号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。</p> <p>4ページから7ページまでをお願いいたします。</p> <p>法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は18件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
定 井 局 長 補 佐	<p>それでは、私からは報告第37号についてご報告申し上げます。</p> <p>本件も、農業委員会事務局規程に基づき、専決処分したものでございます。</p> <p>座って説明をさせていただきます。</p> <p>報告事項の8ページからになります。</p> <p>これは、農地利用状況調査にて調査した結果、再生利用が困難な農地、非農地としてご報告いただいた農地につきまして、事務局において改めて現地確認をし、非農地として判断したものでございます。今回も、志和町内の農地につきまして、9ページの下に掲載しておりますように、田10筆9,364㎡、畑10筆3,853㎡、合計20筆を非農地として判断するものでございます。これらの農地につきましては、所有者の方へ非農地の通知を行うとともに、法務局等の関係機関へ情報提供を行っております。なお、担当の農業委員さんへも、事務局から説明をさせていただき、非農地判断に同意する旨の確認書をご提出いただいております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>次に、日程第5のその他に入ります。</p> <p>何かございませんか。</p>
	< なし >
議 長	<p>ないようでしたら、委員の皆様には長時間にわたり審議、誠にご苦勞さまでした。</p> <p>次回10月総会は、10月29日水曜日10時から市役所本館8階全員協議会室で予定しております。ここです。</p> <p>以上で9月総会を閉会いたします。</p>

議事録署名者 議長 _____

議事録署名者 委員 _____

議事録署名者 委員 _____

議長(会長) 21番 脇坂 俊之 委員 22番 高尾 昭臣 委員